

条例制定の経緯

- 平成28年4月、障害者差別解消法が施行されてから、3年が経過した。しかし、依然として県内においても差別の実態が見られる。
- 平成30年6月、県が障害者団体を対象にアンケート調査を行った結果、次のような実態が明らかとなった。
 - ・ 障害を理由に、宿泊施設の利用やバス、タクシーの乗車を断られた。
 - ・ 盲導犬や車いすの利用を理由に、飲食店等の入店を断られた。
 - ・ 車いすのため手の届かない場所にある商品を店員に取ってもらうようお願いしたが、対応してもらえなかった。
 - ・ 聴覚障害者が窓口に行った際に、手話ができなくても筆談で対応してほしい。
- 県は、障害者差別の解消に向けた取組として、県条例を制定することとした。
- 県は、平成29年12月、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布を開始。障害のある方等が、マークやカードで支援が必要であることを周囲に知らせるもので、周囲の方が支援するきっかけとなるものである。東京都が始めたこの取組は、現在29都道府県に広がっており、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催までに、47都道府県での実施を目指している。
- 全国初の障害者差別解消条例は、平成19年に千葉県で制定され、現在29都道府県で制定されている。東北では、岩手県、山形県が制定している。全国では、条例に基づく障害者の差別解消に向けた取組が広がってきており、本県においても、平成31年4月施行を目指している。

○ 障害者差別解消条例策定スケジュール

平成30年	5月	第1回秋田県障害者施策推進審議会
	同年 6月	市町村との意見交換（1回目）、福祉環境部との意見交換（1回目）、障害者団体との意見交換会（1回目）
	同年 7月	第1回条例検討部会
	同年 8月	第2回条例検討部会
	同年 9月	定例県議会（条例の検討状況について）、障害者団体との意見交換会（2回目）
	同年10月	市町村との意見交換（2回目）、福祉環境部との意見交換（2回目）
	同年11月	第2回秋田県障害者施策推進審議会
	同年12月	パブリックコメント、定例県議会（条例の素案について）
平成31年	1月	第3回秋田県障害者施策推進審議会
	同年 2月	定例県議会（条例案）
	同年 3月	秋田県障害者差別解消条例（仮称）公布

同年 4月 秋田県障害者差別解消条例（仮称）施行

○ 審議会、検討部会委員等

・ 障害者施策推進審議会

学識経験者	1名	所属	県医師会 ※審議会会長
行政	1名	所属	教育庁特別支援教育課職員
事業従事者	4名		
公募委員	2名		
障害者団体	7名	内障害者	4名

・ 秋田県障害者差別解消条例検討部会

障害者団体 3名

所属 秋田市身体障害者協会（盲導犬使用者）、秋田市手をつなぐ育成会（知的障害児者 親の会）、県精神保健福祉会連合会（精神障害者 家族会）

関係機関・団体等 7名

所属 県社会福祉協議会 検討部会副会長、県地域包括・在宅介護支援センター協議会、県医師会、県商工会議所連合会、県商工会連合会、株式会社秋田魁新報社、秋田弁護士会

行政機関 7名

所属 地方法務局、労働局、秋田市障がい福祉課、人事課、地域・家庭福祉課、教育庁特別支援教育課、警察本部警務課

・ 秋田県障害者差別解消条例（仮称）に係る意見交換会 出席者

開催案内は 29 団体に送付。

- 1 秋田県肢体不自由児者父母連合協会
- 2 秋田県精神保健福祉会連合会
- 3 秋田県聴覚障がい児を持つ親の会
- 4 秋田県ボランティア団体連絡協議会
- 5 一般社団法人秋田県障害者スポーツ協会
- 6 秋田LD・AD/HD親の会「アインシュタイン」
- 7 一般社団法人秋田県聴力障害者協会
- 8 秋田県腎臓病患者連絡協議会

- 9 全国脊髄損傷者連合会秋田県支部
- 10 秋田県障害福祉団体協議会
- 11 公益社団法人秋田県手をつなぐ育成会
- 12 特定非営利活動法人秋田県難病団体連絡協議会
- 13 公益社団法人日本オストミー協会秋田県支部
- 14 一般社団法人秋田県視覚障害者福祉協会
- 15 秋田県難聴者・中途失聴者協会
- 16 秋田県知的障害者福祉協会
- 17 社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会
- 18 秋田県車いす連合会
- 19 秋田県咽頭摘出者福祉団体秋笛会
- 20 秋田県精神保健福祉ボランティア連絡協議会 2回目のみ出席
- 21 障害のある教職員ネットワーク 2回目のみ出席
- 22 秋田県筋ジスの会 2回目のみ出席